

東員町耐震改修促進計画

【第三次計画】

令和8年3月

東員町

【 目 次 】

<u>I</u>	<u>はじめに</u>	
1	計画策定の背景	1
2	耐震改修促進計画の位置づけ	2
<u>II</u>	<u>計画の基本事項</u>	
1	計画の目的等	3
2	想定される地震と被害の状況	8
3	耐震化の現状	10
<u>III</u>	<u>計画の方針</u>	
1	基本的な取組方針	12
2	計画の目標	13
3	施策の体系	16
<u>IV</u>	<u>建築物の耐震化のための施策</u>	
1	住宅の耐震化	17
2	まちの安全	20
3	その他の建築物の地震に対する安全対策	21

I はじめに

1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前(昭和56年5月以前)の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28年には熊本地震、平成30年には大阪府北部地震、北海道胆震東部地震、令和6年には能登半島地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、これまで取り組んできた耐震化の効果は一定程度認められるものの耐震化は道半ばであり、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊、さらには長周期地震動への対策など、建築物における耐震化への取組は多岐にわたります。

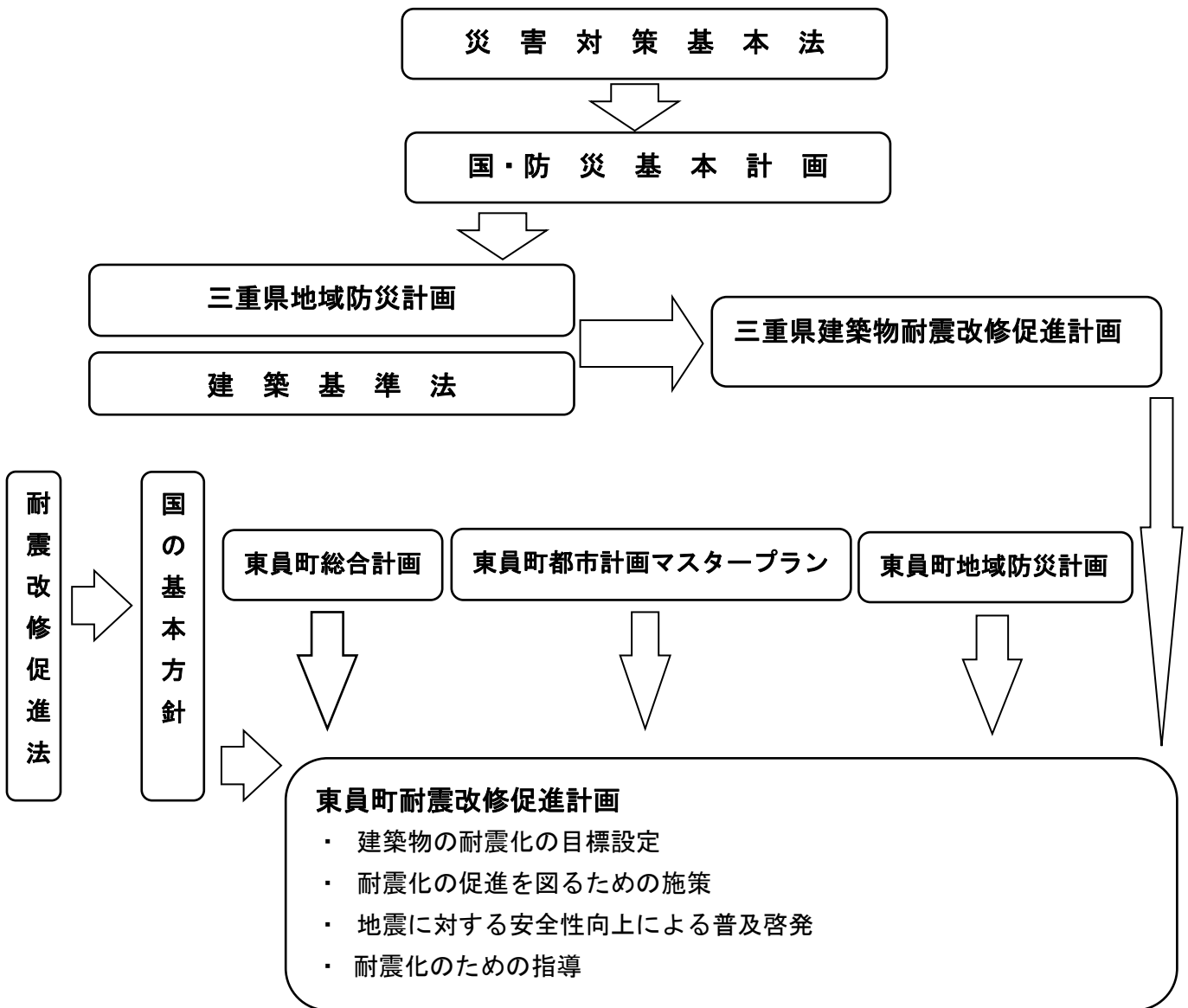
このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)」に基づいて、県では、平成19年3月に策定した「三重県耐震改修促進計画」を平成28年3月に改定し、「三重県建築物耐震改修促進計画」として策定され、令和3年3月に「三重県建築物耐震改修促進計画(第二次計画)」を、令和8年3月に「三重県建築物耐震改修促進計画(第三次計画)」を策定されました。

東員町においても、平成28年度から「東員町耐震改修促進計画」(以下「第一次計画」という。)を策定し、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進してきました。「三重県建築物耐震改修促進計画(第三次計画)」で定められた内容を踏まえ、引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「東員町耐震改修促進計画(第三次計画)」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、「建築基準法」「三重県建築物耐震改修促進計画」「東員町総合計画」「東員町都市計画マスタープラン」「東員町地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、東員町における建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

■ 東員町耐震改修促進計画の位置づけ



II 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建築物所有者、県、町及び関係団体などそれぞれの主体がそれらに取り組むことにより、地震による建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、東員町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び、特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

①多数の者が利用する建築物

（表2-1（い）欄（1）のうち（ろ）に掲げるもの）。

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(表 2-1 (い) 欄 (2) のうち (ろ) に掲げるもの)。

③その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物(避難路沿道建築物)

(表 2-1 (い) 欄 (3) のうち (ろ) に掲げるもの)。

■要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表 2-1 (イ))

以下の既存耐震不適格建築物(要安全確認計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。)であって、政令で定める規模以上のもの。

①不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物

(表 2-1 (い) 欄 (1) の用途のうち (は) に掲げるもの)

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(表 2-1 (い) 欄 (2) の用途のうち (は) に掲げるもの)

■要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第7条各号、表 2-1 (ウ))

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

①三重県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物(防災拠点となる建築物)

(表 2-1 (い) 欄 (4) の用途のうち (は) に掲げるもの)

②その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)

(表 2-1 (い) 欄 (3) の用途のうち (は) に掲げるもの)

【表 2-1】特定の建築物の一覧表

(い) 用途		(ろ) 耐震診断努力義務対象	(は) 耐震診断義務付け対象
(1) 多数の者が利用する建築物	幼稚園、保育所	(ア) 階数2以上かつ床面積 500 m ² 以上	(イ) 階数2以上かつ床面積 1,500 m ² 以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※	階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上(屋内運動場を含む)	階数2以上かつ床面積 3,000 m ² 以上(屋内運動場を含む)
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	※以外の学校		
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	階数3以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
	病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演劇場			

集会場、公会堂 展示場 卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物 体育館(一般公共の用に供されるもの)			物	
				階数3以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上
				階数3以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上
				階数3以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上
				階数1以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上
				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】
				耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
				耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
				耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物
				(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
				(3)避難路沿道建築物 (通行障害建築物)
				(4)防災拠点となる建築物
				(ウ)要安全確認計画記載建築物

【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

用途	政令第7条第2項	危険物の種類	数量	
危険物の貯蔵場又	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル

は 処 理 場		信号炎管若しくは信号火箭又は 煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した 火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆 薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬 に定める数量
	第二号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を 除く。)	危険物の規制に関する政令別表第3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に 掲げる品名及び性質の欄に掲げる性 状に応じ、それぞれ同表の指定数量 の欄に定める数量の10倍の数量
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号 に規定する可燃性液体類	30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号 に規定する可燃性液体類	20 立方メートル
	第五号	マッチ	300 マッチトン
	第六号	可燃性ガス(第七号、第八号に掲げるものを除 く。)	2万立方メートル
	第七号	圧縮ガス	20 万立方メートル
	第八号	液化ガス	2,000トン
	第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒 物(液体又は気体のものに限る。)	20トン
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒 物(液体又は気体のものに限る。)	200トン	

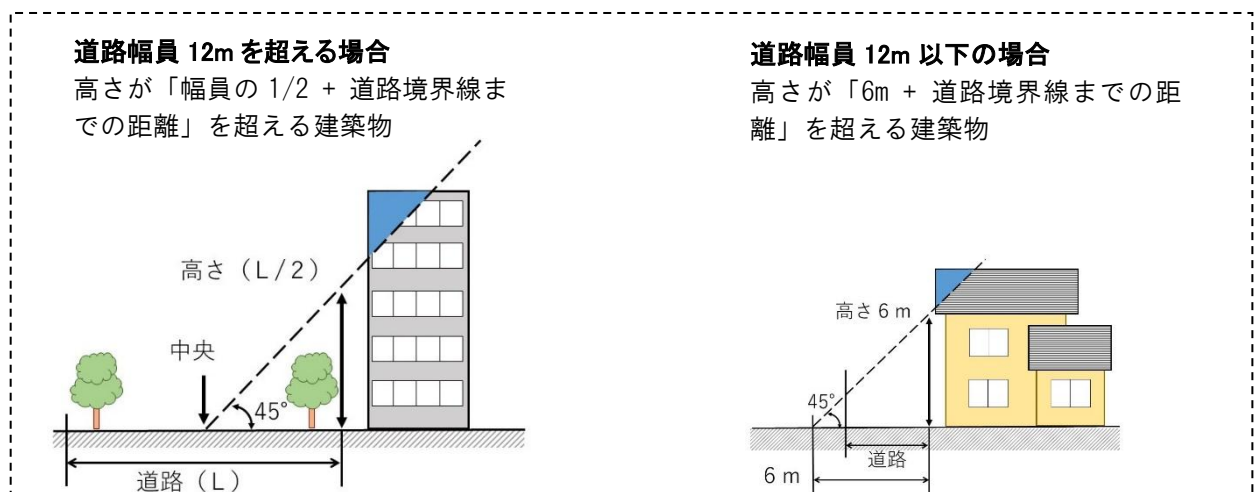
■ 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

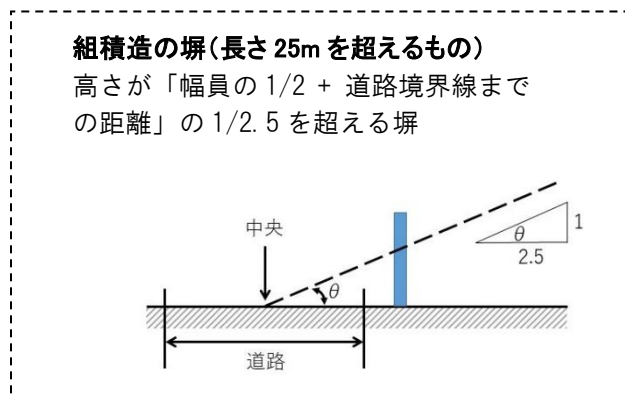
■ 通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者
の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

なお対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、IVに記載。



【図 1-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図 1-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

2 想定される地震と被害の状況

（1）大規模地震発生 の緊迫性

三重県は、過去には、プレート境界型地震が繰り返し発生し、強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和 7 年 9 月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード 8～9 クラス）の今後 30 年以内の発生確率を 60～90%程度以上としており、大規模地震発生 の緊迫度が高い状況にあります。

（2）想定される地震

近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。

存在が確認されている活断層のうち、3つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）が深刻な被害をもたらすことが想定されています。

（3）想定される建物被害

液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

【表 2-3-1】過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数（単位：棟）

	県計	（東員町）	（北勢）	（中勢）	（伊賀）	（伊勢志摩）	（東紀州）
揺れ	約 18,000	約 30	約 3,250	約 4,600	約 70	約 6,700	約 3,300
液状化	約 3,700	—	約 2,130	約 1,100	—	約 330	約 70
津波	約 32,000	—	約 4,280	約 4,300	—	約 14,500	約 8,930
急傾斜地等	約 1,700	—	約 70	約 170	約 100	約 760	約 740
火災	約 100	—	約 30	約 30	—	約 30	—
計	約 55,000	約 30	約 9,760	約 10,210	約 170	約 22,320	約 13,040

【表 2-3-2】 ■先発地震の被害を考慮し、後発地震が発生した場合の揺れ建物全壊棟数 (単位:棟)

	県計	(東員町)	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
東半割れ→ 西半割れ	約 19,000	約 30	約 3,580	約 4,600	約 70	約 6,500	約 4,300
西半割れ→ 東半割れ	約 19,000	約 30	約 3,240	約 4,200	約 70	約 6,500	約 4,500

※ 表 2-3-1、表 2-3-2 は令和 8 年 3 月公表の三重県南海トラフ地震被害想定によります。

※ 地域毎の数値は地域に属する市町の被害棟数の和を記載しています。

※ 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

次に、内陸直下型地震にあたる養老-桑名-四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測されています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測されています。

頓宮断層帯地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 4,700 棟が全壊すると予測されています。

なお、いずれの地震でも、液状化にともなう建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

【表 2-4】 ■ 養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(東員町)	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 96,000	約 2,600	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 40	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波							
急傾斜地等	約 400	—	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 100	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 2,800	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

■ 布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(東員町)	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 65,000	約 30	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—

液状化	約 5,900	約 40	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波							
急傾斜地等	約 500	—	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	—	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 70	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

■ 頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(東員町)	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 4,700	0	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 30	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波							
急傾斜地等	約 200	—	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	—	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 30	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10

※ 表 2-4、表 2-5、表 2-6 は平成 26 年 3 月公表の三重県地震被害想定結果によります。

※ 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

3 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、令和 5 年の空き家等を含む住宅総数は 10,290 戸でした。この統計調査をもとに、町内の空き家等を除いた居住世帯のある住宅の状況を推計すると、令和 5 年度末の住宅総数は 9,530 戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は 8,376 戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は 87.9%となります。

一方、耐震性のない住宅は 1,154 戸（12.1%）と推計され、平成 15 年統計調査時点の 2,071 戸（25.3%）から 20 年間で 917 戸減少しています。

■ 東員町における住宅耐震化の状況 (単位:戸)

東員町における住宅戸数	H15 年度	H20 年度	H25 年度	H30 年度	R5 年度
住宅総数	8,180	8,420	8,580	9,330	9,530
耐震性のある住宅戸数 (①+②) (耐震化率)	6,109 (74.7%)	6,553 (77.8%)	6,852 (79.9%)	8,012 (85.9%)	8,376 (87.9%)
昭和 56 年以降建築①	5,140	5,760	5,980	7,270	7,470

昭和 55 年以前建築の住宅総数		3,040	2,660	2,600	2,060	2,060
耐震性あり	木造住宅 (※1)	367	535	667	568	731
	木造以外の住宅 (※2)	602	258	205	174	175
	計②	969	793	872	742	906
耐震性なし	木造住宅 (※1)	1,891	1,785	1,663	1,232	1,119
	木造以外の住宅 (※2)	180	82	65	86	35
	計	2,071 (25.3%)	1,867 (22.2%)	1,728 (20.1%)	1,318 (14.1%)	1,154 (12.1%)

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり令和5年度末時点で1,850戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(2) 建築物の耐震化の状況

町内の多数の者が利用する建築物は令和6年度末時点で59棟あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が45棟、旧耐震基準で建築された建築物は14棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は23.7%となっています

また、東員町における多数の者が利用する建築物の耐震化率は、%となっています。

■ 東員町における多数の者が利用する建築物の状況

(単位：棟)

	東員町における多数の者が利用する建築物 計			
	県有建築物	町有建築物	民間建築物	
建築物総数	59	—	24	35
耐震性のある建築物数(①+②) (耐震化率)	53 (89.8%)	— (—%)	24 (100%)	29 (82.9%)
新耐震基準建築①	45	—	16	29
旧耐震基準建築 計	14	—	8	6
耐震性あり②	8	—	8	0
耐震性なし	6	—	0	6

※ 耐震化率の算定は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

III 計画の方針

1 基本的な取組方針

① 建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、県や市町などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識し、耐震化に取り組む必要があります。

② 町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供、財政的支援などを行います。

③ 関係者との連携

町、県、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組めます。

2 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)」の中で、住宅について令和 17 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和 12 年までに 95%、令和 17 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。

また、これを踏まえ、三重県における住宅の耐震化の目標は、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である令和 12 年度の目標値を「95%以上」とされています。

東員町においても、町内の耐震化率の推移を踏まえつつ、耐震化の推進に向け積極的に取り組むことを前提としつつ、目標値を設定するものとします。

しかし、95%の耐震化率を達成するにあたり、令和 5 年度の推計値をもとに算定すると、令和 12 年度に 9,044 戸の住宅において耐震性を備えている必要があり、令和 5 年度の耐震性のある住宅数 8,376 戸との差分 668 戸について新築、除却、建替も含めて耐震化を図る必要があります。

その実現のためには、毎年約 133 戸の耐震補強が必要となり、これら全てが補助を受けないとしても、令和 7 年度の補強補助実績 1 件と比較すると 100 倍以上の件数となるため、現実的ではありません。

そこで、県や関係団体とも密接に連携しながら、耐震補強工事コストの低廉化や、補助制度の見直し等、可能な限りの対応を講じることによって、過去 5 年間の耐震補強戸数（1 戸/年 程度）、除却戸数（2 戸/年 程度）を勘案し、直近の耐震補強補助実績 1 件/年の 5 倍にあたる 5 件/年の補助を目指すことで、令和 12 年度に耐震化率 88.2%以上を達成すべく、目標値として設定することとします。

■ 東員町における住宅耐震化の目標

(単位：戸)

東員町における住宅戸数		H30 年度	R5 年度	R12 年度 年 5 戸の補強 補助が実現した 場合 【目標】	R12 年度末 年 1 戸の補強補 助(現状並み) で推移した場合 【参考】
		住宅総数	9,330	9,530	9,520
耐震性のある住宅戸数 (①+ ②) (耐震化率)		8,012 (85.9%)	8,376 (87.9%)	8,401 (88.2%)	8,381 (88.0%)
昭和 56 年以降建築①		7,270	7,470	7,470	7,470
耐震化未実施率 (参考指標) (平成 25 年度比) (③/2,600)		50.7%	44.3%	39.4%	40.2%
昭和 55 年以前建築の住宅総数		2,060	2,060	2,050	2,050
耐震性 あり	木造住宅	568	731	756	736
	木造以外の住宅	174	175	175	175
	計②	742	906	931	911
耐震性 なし	木造住宅	1,232	1,119	1,084	1,104
	木造以外の住宅	86	35	35	35
	計③	1,318 (14.1%)	1,154 (12.1%)	1,119 (11.7%)	1,139 (11.9%)

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

① 多数の者が利用する建築物の分類

多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等の A 類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のある B 類、その他の C 類と優先付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、県及び各市町が地域防災上の位置付けをしている建築物は、用途分類における分類

を優先します。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことは当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。【表 2-9】 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類		建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I 以外の建築物（附属建築物等）		I の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のある A 類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I 以外の建築物（附属建築物等）		体育館
C	A、B 類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舎・下宿
				上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I 以外の建築物（附属建築物等）		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

② 東員町が所有する建築物の耐震化

東員町有建築物の耐震化は、令和 7 年度末時点において、耐震化率 100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていきます。

■ 町が所有する多数の者が利用する建築物の防災上の重要度分類による耐震化の状況

(令和 7 年 3 月 31 日時点)

用途分類	重要度による分類	建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率
A	I	20 棟	20 棟	100%
	II	0 棟	0 棟	-
B	I	2 棟	2 棟	100%

		Ⅱ	0 棟	0 棟	-
C	I	賃貸住宅等	1 棟	1 棟	100%
		上記以外	0 棟	0 棟	-
		Ⅱ	1 棟	1 棟	100%
計			24 棟	24 棟	100%

3 施策の体系

- 建築物の耐震化
 - ・ ・ 木造住宅の耐震化の支援
 - ・ ・ 建築物の耐震化の促進
 - ・ ・ 計画的な耐震化の推進
 - ・ ・ 多様な主体との連携

- まちの安全
 - ・ ・ ・ ・ ・ まちづくりにおける建築物の耐震化対策
 - ・ ・ 耐震化の促進のための普及啓発

- その他建築物の地震に対する安全対策

IV 建築物の耐震化のための施策

1 建築物の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

東員町では、以下の補助制度により、旧耐震基準木造住宅に係る耐震化に対して、支援します。

■ 木造住宅耐震事業

(令和 8 年 4 月時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。 (申請者負担額:無料)	階数が 3 以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:設計費用の額(上限 18 万円。ただし、精密診断法による設計の場合は上限 34 万円。)	耐震診断評点 1.0 未満の木造住宅	・耐震診断評点 1.0 以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:当該事業に要する経費の 2/3 の額。(上限 150 万円)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点 1.0 以上とする補強工事

木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：当該事業に要する経費の 2/3 の額。(上限 60 万円)	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと
事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅簡易耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、少しでも住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：当該事業に要する経費の 2/3 の額。(上限 30 万円)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点 0.7 以上とする補強工事
木造空き家除却補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された空き家を、除却する工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額：当該事業に要する経費の 23% の額 (上限 20 万 7 千円)	・耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅 ・町が空き家と判断したもの	・耐震改修促進法の規定に基づき指定した沿道 ・外壁から敷地境界線までの距離が、平屋 2m、2階建て 4m 以内

(2) 建築物の耐震化の促進

旧基準建築物に該当する木造住宅について、耐震事業に対する補助を実施しています。建築物の耐震化の促進ため、住宅戸別訪問や町広報及び町ホームページ等を活用した情報提供に関する取り組みを継続し、町内の建築物の耐震化率を目標である耐震化率%に近づくよう取り組んでいきます。

また、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化の支援する施策をより一層推進することで、旧基準建築物の建替え・耐震改修の促進を図っていきます。

(3) 計画的な耐震化の推進

計画的な耐震化の推進のため、町民のみなさんが安心して住宅の耐震化を考えていただけるよう、環境整備等に取り組めます。

(4) 多様な主体との連携

町、県、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組めます。

2 まちの安全

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

地震時に通行を確保すべき道路の指定

ア 耐震診断義務化対象路線の指定

東員町では、建築物が地震によって倒壊した際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、円滑な避難が困難になることを防止するため、必要路線を踏まえ検討します。なお、県では、耐震診断義務化対象路線として第1次緊急輸送道路を指定していますが、第1次緊急輸送道路の見直しにより、耐震診断義務化対象路線ではなくなりました。

イ 耐震診断指示対象路線の指定

東員町では、耐震改修促進法第6条第3項第二号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定します。

道路指定	路線名	区間	道路経路
第2次緊急輸送道路	国道365号	東員町大字長深～東員町大字長深	(一) 桑名東員線～東海環状自動車道(東員IC)
第2次緊急輸送道路	国道421号	桑名市西別所～いなべ市大安町石樽下(東員町地内に限る)	一般国道258号～(一) 四日市菰野大安線
第2次緊急輸送道路	菰野東員線	東員町大字六把野新田～東員町大字穴太	(一) 桑名東員線～一般国道421
第2次緊急輸送道路	桑名東員線	東員町大字六把野新田～東員町大字長深	(主) 菰野東員線～一般国道365
第3次緊急輸送道路	桑名東員線	桑名市東方～東員町大字穴太(東員町地内に限る)	一般国道1号線～一般国道421号線

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

東員町では、耐震診断・耐震改修等に伴う住宅・建築物の耐震化について、相談に応じています。

また、関係団体と協働して、老朽木造住宅が集積している地域には戸別訪問やイベント等で相談の場を設けて行きます。

さらには、インターネットや広報誌等を活用し、町民のみなさんに情報提供を行っていきます。

3 その他の建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等の安全対策

平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところでした。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検のためのチェックシートや所有者・施工者向けのチラシをホームページに掲載する等、県と協力しブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発を行います。

② 屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策

建築物の屋外に取り付ける広告版や装飾物、建築物の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害でもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。そのような建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう建築物所有者等へ周知し、建築物からの落下物における防止対策について、県と協力し普及啓発を行います。

③ 大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。このことを踏まえ、天井材等の脱落対策に係る基準が建築基準法で定められていることから、既存建築物について、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、県と協力し普及啓発を行います。

④ エレベーターにおける耐震対策

大規模地震時において、エレベーターの機器やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が数多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成 21 年以降に新設するエレベーターには、機器の脱落防止や転倒防止措置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。既設エレベーターにはそれらの措置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発を行います。

⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家電製品や家具やオフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。そのため比較的安価で、すぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、町ホームページ及び広報等により町民のみなさんに普及啓発を行っていきます。